

# 小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託

## 事業者募集要項

松江市消防団は、幼少期から防火・防災思想の啓発を図るとともに、消防団に対する認識を深めてもらい、もって未来の消防団の充実に資することを目的に、消防団員が地元の小学校（主に3年生）へ訪問し、団員自らの体験をもとに消防団の役割（目的）や意義（重要性）の説明を行っています（以下「出前授業」という。）。

学校からは、「子どもたちが消防団に憧れを持つことができた。」「生の声を聴けたのは大変有意義。」などの声があり、団員からは「大変よい企画だった。」「家族や地域を大切に思う心が育ってくれるように、その一役になれば。」など肯定的意見が多い一方、負担感は否めない点についても指摘がありました。また、出前授業を全校全クラスで実施することは不可能であり、展開のしづらさがあることに関して、学校からは、出前授業が実施できない場合においても、消防団についてより深く学習ができる代替措置の要望が多数ありました。

そのため、消防団員が出前授業で使用するとともに、出前授業を実施できなかった学校についても社会科授業で活用いただけるよう「小学生向け消防団副読本」を制作するにあたり、公募型プロポーザル方式による委託業者の企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

## 1 委託業務名

小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託

## 2 目的

「小学生向け消防団副読本」の制作にあたり、副読本は、出前授業のように、消防団員の生の声を届けることができ、児童に親しみを持ってもらうとともに「将来地元で活動する」「郷土愛」といった心を育めることが重要であり、それらのための工夫を凝らす必要がある。そのため、価格のみではなく実績や専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することを目的とする。

## 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

## 4 委託期間

令和5年6月5日（月）から令和6年2月29日（木）まで

ただし、副読本の納品期限は下記のとおりとする。

令和5年10月2日（月）

## 5 委託料上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税相当分を加算した額）

## 6 参加（応募）資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 令和4・5・6年度松江市競争入札参加資格者名簿（物品）のうち業種「印刷類」または業種「企画・製作」に登録されており、松江市内に本社を有する者であること。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (7) 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (8) 委託期間中、適宜、本市担当者と協議することが可能であること。

## 7 募集日程及び審査日程

項目	日程等
プロポーザル実施公告・資料配布	令和5年4月13日(木)～令和5年5月15日(月)
質問書の提出	令和5年4月26日(水)17時必着
質問書に対する回答	令和5年5月2日(火)
参加表明書の提出	令和5年5月10日(水)17時必着
辞退届の提出期限	令和5年5月12日(金)
企画提案書の提出	令和5年5月12日(金)17時必着
プレゼンテーションの開催	令和5年5月19日(金)予定
審査結果通知	令和5年5月22日(月)以降
契約締結	令和5年6月2日(金)予定

## 8 募集について

- (1) 各書類の配布日時
- (2) 配布場所
  - ① 松江市消防本部
  - ② 松江市ホームページに掲載（「松江市消防本部」 - 「消防団」内からダウンロード可能）  
※郵送、メール等による配布は行いません。
- (3) 配布資料
  - ① プロポーザル募集要項（本書）
  - ② 仕様書（別紙1）
  - ③ 参考資料「消防団の出前授業時使用資料」、「松江市消防団充実強化計画」
  - ④ 提案内容評価要領（別紙2）
  - ⑤ 誓約書（様式1）
  - ⑥ 参加表明書（様式2）
  - ⑦ 会社概要（様式3）
  - ⑧ 事業実績書（様式4）
  - ⑨ 業務実施体制（様式5）
  - ⑩ 企画提案書（様式6）
  - ⑪ 見積書（様式7）
  - ⑫ 質問書（様式8）
  - ⑬ 辞退届（様式9）

## 9 質問の受付及び回答

- (1) 質問のできる者  
本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「6 参加（応募）資格要件」を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。
- (2) 質問期限 令和5年4月26日（水）17時必着
- (3) 様式 質問書（様式8）
- (4) 質問方法  
「14 問合せ及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認をすること（9時から17時）。
- (5) 回答  
質問に対する回答は、令和5年5月2日（火）（予定）までに、本市ホームページへ掲載する。また、本市の回答は、募集要項及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。
- (6) その他

質問者の氏名、企業名等は公表しない。質問期限を過ぎた質問には対応しない。  
また、電話、口頭による照会には対応しない。

## 10 応募手続き

応募者は、下記の「(1) 参加表明書類」、「(2) 企画提案書類」について、それぞれ指定の部数を指定の期日までに持参または郵送にて「14 問合せ及び提出先」まで提出すること。

### (1) 参加表明書類

#### ①提出書類

- ア 誓約書（様式1）
- イ 参加表明書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 事業実績書（様式4）
- エ 事業実施体制（様式5）

#### ②提出期限

令和5年5月10日（水）17時必着

#### ③提出部数

各1部

#### ④その他

参加表明書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を「14 問合せ及び提出先」まで提出すること。

### (2) 企画提案書類

「(1) 参加表明書類」を提出した者は、次の書類を期限までに提出すること。なお、企画は1者1提案とし、「(1) 参加表明書類」の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

#### ①提出書類

##### ア 企画提案書

###### (ア) 仕様等

表紙は、企画提案書（様式6）を使い、提案書はA4（縦横問わず）とする。  
行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

###### (イ) 枚数

片面使用、表紙を含め20頁以内

###### (ウ) 提案内容

出前授業を受講する小学3年生の児童を対象に、児童の防火防災思想の普及、松江市消防団の認知度の向上、郷土愛に関する興味関心を高める内容とし、より魅力的なものになるよう、児童の目線に立ち、デザイン・レイアウトの工夫、

動画等を用いた演出の工夫等について、具体的なイメージも含めて提案すること。

- イ 見積書（様式7）
- ウ 経費内訳書（様式自由）

②提出期限

令和5年5月12日（金）17時必着

③提出部数

各10（正本1部、副本9部）

(3) その他

①失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 「5 委託料上限額」を超えたもの
- カ 仕様書（別紙1）の要件に適合しないもの
- キ 「6 参加（応募）資格要件」を満たしていない者による企画提案

②制約事項

- ア 提出書類の作成、提出等、本プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- イ 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- オ 提出された書類等は全て返却しない。
- カ 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

## 11 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーション（審査会）を実施する。

- (1) 実施時期 令和5年5月19日（金）14時予定

※詳細な日時については別途通知による。

- (2) 実施場所

松江市消防本部5階大会議室（予定）

※詳細な場所については別途通知による。

### (3) 注意事項等

- ①プレゼンテーションは、オンライン会議システムを用いた実施も認める。
- ②プレゼンテーションは、原則として、実施体制の責任者またはリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする（計3名まで）
- ③プレゼンテーションの時間は20分以内とする。
- ④プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- ⑤プレゼンテーションの方法は提案者の任意とし、会場設営（スクリーン、マイク、プロジェクター設置、オンライン会議システム環境の設定を含む）については松江市が行う。ただし、パソコンは必要に応じて各自準備すること。

## 12 事業者の選定・審査・契約

- (1) 事業者の選定にあたっては、「10 応募手続き」に定める提出書類及び「11 企画提案に関するプレゼンテーション」に定めるプレゼンテーションの内容を総合的に審査して選定する。
- (2) 選定は、審査委員会が評価基準表に基づき評価点方式で審査する。
- (3) 審査は、委託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は、審査の結果、評価点の合計により順位の最も高かった委託候補者と、委託契約の締結に向けた仕様書等の詳細協議を行うものとする。
- (4) 委託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書（別紙1）及び委託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本紙と委託候補者との協議・調整の上内容を決定する。なお、順位の最も高かった委託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の委託候補者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- (6) 審査委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選定しないものとする。

## 13 結果の公表

審査の結果は、全ての提案者に対して郵送にて通知する。また、松江市ホームページにて審査基準、参加者、結果等を公表する。

## 14 その他

### (1) 特約事項

受託者は、誓約書に記載した事項に違反した場合や、受託者の責めに帰すべき事由によって委託期間の終了までに契約を履行しない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

### (2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ることとする。

### (3) 個人情報

ア 協議資料の請求者または提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

イ 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び松江市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年松江市条例第43号)によるものとする。

### (4) 著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年条例第14号)第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第5条の規定に基づき、公開の対象としない。

### (5) 契約保証金

免除する。

### (6) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

## 14 問合せ及び提出先

〒690-8521 松江市学園南一丁目17番3号

松江市消防本部消防総務課消防団室 (担当: 吉岡、糸賀)

電話番号: 0852-32-9113

FAX番号: 0852-22-9876

メールアドレス: fd-shouboudan@city.matsue.lg.jp